

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (案)		
公表するもの	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (案)		
県民意見の募集	☒	有 の 場 合 は その募集期間	令和7年6月20日(金)～令和7年7月11日(金)
	無		
担 当 課 等 名	くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課 産業廃棄物班 電話番号 054-221-2423		
総 合 計 画 に おける位置づけ	4 環境と経済が両立した社会の形成 4-1 循環型社会の構築 (2) 廃棄物適正処理の推進		
審議会等の名称			
1 趣旨 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第17条では、産業廃棄物処理業者に対し、受託した産業廃棄物の処理状況について、知事への報告を義務づけており、知事は、報告された処理の状況について、同条例施行規則第16条に定める事項を公表するものとしています。公表事項は県ホームページに掲載している静岡県産業廃棄物処理業者WEB検索システム（以下「WEB検索システム」といいます。）により処理業者ごとに閲覧することができます。 このたび、WEB検索システムを廃止し、より利便性向上のため、一覧表での公表とし、公表事項を変更することとしました。 ついては、本案に対する皆さまの御意見を募集します。			
2 骨子 (1) 改正案の概要 条例に基づき産業廃棄物処理業者から報告された産業廃棄物の処理の状況について、年間の搬入量等を公表することとしました。（条例施行規則第16条関係） (2) 施行期日 令和7年9月1日（予定）			